

災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県トラック協会西播支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、支援物資等（以下「物資等」という。）の輸送、一時保管、仕分け等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資等の輸送、一時保管、仕分け等のため、乙の所属会員の有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）、及び倉庫、フォークリフト、パレット等の資機材（以下「必要資機材」という。）並びに労力の提供が必要と認めるときは、乙に対し、物資等の輸送、一時保管、仕分け等協力要請書（様式第1号）により、協力を要請する業務の内容と必要事項を明らかにし、要請するものとする。この場合において、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請する業務（以下「災害業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (2) 乙の所属会員が所有する倉庫における物資等の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等での仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務

（協力）

第3条 乙は、災害業務の提供の要請があったときは、特別の理由がない限り、当該災害業務を乙の所属会員をもって提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害業務を提供したときは、物資等の輸送、一時保管、仕分け等実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。この場合において、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害業務を提供した事業所名
- (2) 災害業務内容（従事場所、期間、輸送先、輸送した物資等、事業用自動車・必要資機材、人員等）
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 災害業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資等の一時保管に要した費用の額は、乙が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。
- 3 物資等の輸送に要した費用の額は、乙の所属会員の届出運賃・料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。
- 4 物資等の仕分けに要した費用の額は、甲、乙が協議して決定する。

（事故等）

第6条 乙は、災害業務において使用する事業用自動車及び必要資機材が故障その他の理由により使用できなくなったため災害業務を中断したときは、速やかに当該事業用自動車及び必要資機材を交換して災害業務を継続するよう、当該災害業務を提供する乙の所属会員に指示しなければならない。

- 2 乙は、災害業務の提供に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 災害業務の提供により生じた損害の負担については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 災害業務に従事した者が、当該災害業務において負傷し、疾病にかかり、死亡した等場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関し、あらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年(2017年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市中地26-1
兵庫県トラック協会西播支部
支部長 濱田長伸

年 月 日

兵庫県トラック協会西播支部
支部長 様

姫路市長 ○○ ○○

物資等の輸送、一時保管、仕分け等 協力要請書

「災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定書」に基づき、下記のとおり災害業務の提供を要請します。

記

- 1 協力を必要とする災害業務内容 ※（ ）内に○印
- （ ） 物資等の輸送
 - （ ） 物資等の一時保管及び輸送
 - （ ） 物資等の仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）

2 必要事項

・物資等の輸送

集合場所	輸送先	輸送物資等 (量)	事業用自動車 (種類・台数)	従事人員 (人)

・物資等の一時保管及び輸送（輸送時は別途要請する）

一時保管場所	一時保管物資等 (種類・量)	保管期間

・物資等の仕分け

従事場所	必要資機材 (種類・台数)	従事人員 (人)	期間

・物流専門家等の派遣

派遣場所	従事内容	従事人員 (人)	期間

3 その他必要な事項

(市担当者 所属 _____ 担当者氏名 _____ 印 _____ 電話 _____)

姫路市長 様

兵庫県トラック協会西播支部
支部長 ○○ ○○

物資等の輸送、一時保管、仕分け等 実施報告書

下記のとおり災害業務を提供しましたので報告します。

記

1 提供した事業所名

2 災害業務内容等

業務内容	従事場所	期間	輸送先	輸送した 物資等	事業用自動車・ 必要資機材	人員
輸送						
一時保管・ 輸送						
仕分け			—	—		
物流専門家 等の派遣			—	—	—	

3 その他必要な事項

兵庫県トラック協会西播支部

(事業所名 _____ 担当者氏名 _____ 印 電話 _____)